

国土利用計画部会設置要綱

平成16年5月28日  
土地政策分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、土地政策分科会に国土利用計画部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

2. 部会は、国土利用計画に関する事項を調査審議し、その結果を土地政策分科会に報告する。

(庶務)

3. 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成16年5月28日から施行する。